

令和4年度 第2回
福岡市立学校通学区域審議会次第

日 時：令和5年1月31日（火）13時
事務局場所：市役所11階 教育委員会会議室

1 開 会

2 教育委員会あいさつ

3 新任委員紹介

4 議 事

諮問

○元岡地区新設中学校（仮称）の通学区域の設定について

5 閉 会

令和4年度 第2回

福岡市立学校通学区域審議会資料

福岡市教育委員会

目 次

1 諮問

元岡地区新設中学校（仮称）の通学区域の設定について	… 3
---------------------------	-----

《参 考》

・福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則	… 7
・福岡市立学校通学区域審議会委員名簿	… 8

諮 問



教 通 区 第 95 号
令和 5 年 1 月 31 日

福岡市立学校通学区域審議会 様

福岡市教育委員会

通学区域の設定について（諮問）

令和 8 年 4 月開校予定の元岡地区新設中学校（仮称）の通学区域の設定について、
下記のとおり諮問いたします。

記

元岡地区新設中学校（仮称）の通学区域の設定について

（1）設定内容

元岡地区新設中学校（仮称）（以下「新設中学校」という。）の通学区域は、元岡
中学校の通学区域のうち、次の区域をもって設定する。

ア．周船寺小学校の通学区域

イ．西都小学校の通学区域

（2）実施時期

新設中学校開校時の令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

元岡地区新設中学校（仮称）の通学区域の設定について

1 設定内容

(1) 元岡地区新設中学校（仮称）（以下「新設中学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。

元岡中学校の通学区域のうち、
周船寺小学校の通学区域 及び 西都小学校の通学区域

2 設定理由

元岡中学校区では、福岡市西部の新たな拠点地域づくりとして、九州大学の玄関口にふさわしい市街地整備が進み、近年、人口が増加しており、小学校については、現在、西都北小学校の令和5年4月開校に向けた取り組みを進めているところである。

元岡中学校については、令和3年度に31学級以上の過大規模校となり、その後も過大規模の状態が継続すると見込まれることから、学校規模の適正化を図る必要があり、分離新設することで元岡中学校の通学区域を調整する。

新設する中学校の通学区域については、過大規模の解消や生徒が安全に通学できることを考慮し、通学区域協議会で議論を重ねた結果、周船寺小学校と西都小学校の通学区域を新設中学校の通学区域とすることで意見がまとまったものである。

3 設定の基本的な考え方

(1) 元岡中学校の過大規模の解消

元岡中学校の過大規模化（31学級以上）の解消を図る。

(2) 新設中学校の学校規模

新設中学校が適正規模（12～24学級）となるよう設定する。

4 実施時期

新設中学校開校時の令和8年4月1日から実施する。

5 新設中学校関係校の学級数・生徒数推移と推計

<推移>

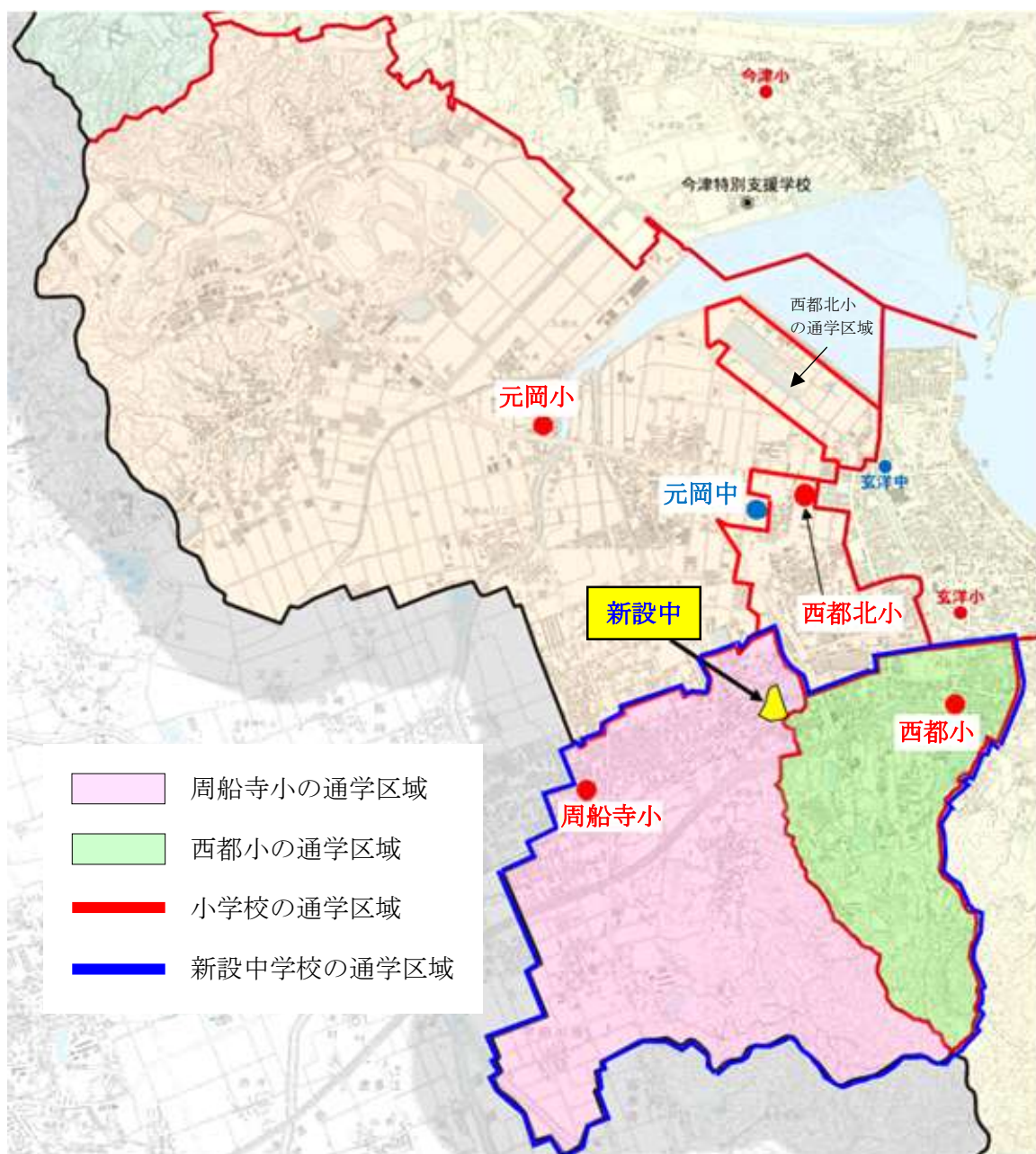
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
元岡中学校	学級数 (うち特支)	25 (3)	25 (2)	26 (3)	28 (3)	29 (3)	33 (3)	35 (4)
	生徒数 (うち特支)	822 (15)	841 (14)	850 (15)	892 (16)	953 (15)	1,000 (16)	1,051 (22)

<推計>

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
新設中学校	学級数 (うち特支)	—	—	—	23 (4)	25 (5)	25 (5)	27 (5)	25 (5)
	生徒数 (うち特支)	—	—	—	649 (18)	695 (23)	702 (26)	735 (26)	669 (26)
元岡中学校	学級数 (うち特支)	37 (4)	36 (3)	37 (4)	17 (2)	17 (2)	18 (2)	18 (2)	18 (2)
	生徒数 (うち特支)	1,138 (21)	1,141 (24)	1,166 (25)	507 (13)	507 (12)	540 (14)	536 (14)	534 (14)

※新設中学校は、住宅開発により一時的に適正規模（12～24学級）以上になるが、徐々に減少し、適正規模内に収まる見込み。

6 新設中学校の通学区域



【参考】**(1) 今後のスケジュール**

時 期	内 容
令和5年 2月	教育委員会会議（付議） 「元岡地区新設中学校（仮称）の通学区域の設定」
令和6年 2月	福岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例案提出
令和8年 4月	元岡地区新設中学校（仮称）開校

(2) 通学区域の設定に関する地域・保護者との協議経過等

時 期	経 緯
令和4年6月6日	第1回通学区域協議会の開催 ・通学区域に関する協議を行うため、周船寺校区、西都校区、元岡校区の保護者・地域関係者・学校関係者からなる協議会を設置 ・通学区域設定の基本的な考え方等を決定
令和4年7月7日	第2回通学区域協議会の開催 ・新設中学校通学区域案を2案提示
令和4年8月25日	第3回通学区域協議会の開催 ・新設中学校通学区域案に対する意見提示 ・新設中学校通学区域案を1案に選定 ・保護者、地域からの意見募集の実施を決定
令和4年9月20日 ～10月20日	新設中学校通学区域案に関する意見募集の実施 ・周船寺校区、西都校区、元岡校区及び周船寺・西都・元岡各公民館、教育委員会ホームページにて意見募集を実施（36名より意見）
令和4年11月15日	第4回通学区域協議会の開催 ・新設中学校の通学区域案決定
令和4年12月5日	周船寺・西都・元岡各校区自治協議会長、周船寺・西都・元岡各関係町内会長、周船寺・西都・元岡各小学校PTA会長及び副会長、元岡中学校PTA会長及び副会長と確認書を締結

参 考

福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則 (昭和31年福岡市教育委員会規則第3号)

(目的)

第1条 福岡市附属機関設置に関する条例(昭和28年福岡市条例第70号)別表に規定する福岡市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の組織等に関し必要な事項は別に定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、福岡市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を教育委員会に答申する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 福岡市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 福岡市立小学校及び中学校の父母教師会の会員(但し、第4、第5号該当者を除く。)
- (4) 福岡市立小学校及び中学校の校長
- (5) 福岡市立小学校及び中学校の教職員
- (6) 福岡市教育委員会事務局及び市長部局の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条第7号以外の委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育環境部通学区域課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるものの外、議事の手続きその他運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(略)

福岡市立学校通学区域審議会委員名簿

<敬称略>

任期：令和5年7月30日まで

委嘱区分	氏名	役職名
市議会議員	しらべ たかし 調 崇史	福岡市議会 議員
	やまぐち つよし 山口 剛司	福岡市議会 議員
	かわかみ たえ 川上 多恵	福岡市議会 議員
	ついちはら ようこ ついちはら 陽子	福岡市議会 議員
	ふくだ まもる 福田 まもる	福岡市議会 議員
学識経験者	こうづま しんじろう 高妻 紳二郎	福岡大学人文学部 教授
	いなば みゆき 稲葉 美由紀	九州大学基幹教育院人文社会科学部門 教授
	にしやま ひさこ 西山 久子	福岡教育大学大学院 教育学研究科 教授
	おいし しずお 尾石 静雄	福岡市公民館館長会 副会長
	いまい つなお 今井 是生	福岡市自治協議会等7区会長会 代表
	よしだ なおのぶ 吉田 直信	福岡市子ども会育成連合会 副会長
	かわぐち ともこ 川口 智子	福岡市青少年育成連絡会 代表
父母教師会代表	おかむら こうじ 岡村 耕二	福岡市PTA協議会 会長
	はたえ しんいち 波多江 真一	福岡市PTA協議会 副会長
	とよさわ えりな 豊澤 絵里奈	福岡市PTA協議会 副会長
学校長代表	にしむら あやこ 西村 綾子	松島小学校 校長
	おのむら りさ 小野村 リサ	青葉中学校 校長
教員代表	とみなが ようこ 富永 洋子	今津小学校 教頭
市職員代表	こまだ ひろよし 駒田 浩良	西区長